

病院等に対する消防用設備の基準改正

について

- 西日本防災システム



消防法施行令別表第1の区分の内、

(6) 項イが (1) から (4) に細分化されました。それぞれの概要と消防用設備の基準に係る改正についてご説明致します。

概要

従前は病院、診療所又は助産所 を (6) 項イ として捉えていましたが、次のように細分化されました。

項	細目	用途
(6) 項イ	(1)	特に防火対策の必要性が高い病院
	(2)	特に防火対策の必要性が高い有床診療所
	(3)	(1) 及び (2) 以外の病院、有床診療所、有床助産所
	(4)	無床診療所及び無床助産所

消火器具の設置基準

(6) 項イ (1) から (3) までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所は、面積に係らず全て消火器の設置が義務付けられます。



スプリンクラー消火設備の設置基準

(6) 項イ (1) から (3) までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所は、延べ面積3,000㎡以上のものにスプリンクラー消火設備の設置が義務付けられます。

上記の規模に至らない (6) 項イ (1) の病院、(6) 項イ (2) の有床診療所については延べ面積に係らずスプリンクラー消火設備の設置が義務付けられます。但し火災通報装置発生時の延焼を抑制する機能を備える構造 (延焼抑制構造) を有する場合は対象外となります。

自動火災報知設備の設置基準

(6) 項イ (1) から (3) までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所は、面積に係らず自動火災報知設備の設置が義務付けられます。



消防機関へ通報する自動火災報知設備の設置基準

(6) 項イ (1) から (3) までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所は、面積に係らず消防機関へ通報する自動火災報知設備の設置が義務付けられます。

また、(6) 項イ (1) の病院、(6) 項イ (2) の有床診療所に設置する消防機関へ通報する火災報知設備については自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動するものでなければなりません。



病院等に対する消防用設備の基準改正 について - 西日本防災システム



改正前

用途	消防用設	消火器	スプリンクラー消火設備	自動火災報知設備	消防機関へ通報する火災報知設備
(6)項イ		150㎡以上	病院3,000㎡以上 その他6,000㎡以上	入院有 面積に係らず設置 入院無 300㎡以上	500㎡以上



改正後

用途	消防用設	消火器	スプリンクラー消火設備	自動火災報知設備	消防機関へ通報する火災報知設備
(6)項イ(1)		全て設置	注3 注2 0 0 0 ㎡以上 注1	全て設置	全て設置
(6)項イ(2)					
(6)項イ(3)					
(6)項イ(4)		150㎡以上	6,000㎡以上	300㎡以上	500㎡以上



注1 延焼抑制構造を有するものを除く

注2 平屋建を除く

施行日・経過措置

平成28年4月1日 施行 但し既存の施設（工事中を含む）は猶予期間（下記参照）が設けられています。

消防用設備	施行日	猶予期間
消火器	平成28年4月1日	ありません
スプリンクラー設備	平成28年4月1日	平成37年6月30日
自動火災報知設備	平成27年4月1日	平成30年3月31日
消防機関へ通報する火災報知設備	平成28年4月1日	平成31年3月31日

